

令和5年12月15日

議長 中川 勇 様

提出者 産業建設常任委員長 鬼頭 明男

議案の提出について

令和5年長浜市議会定例会令和5年12月定例会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第109条第6項及び長浜市議会会議規則（平成18年長浜市議会規則第1号）第14条第2項の規定により、次の議案を提出します。

記

意見書案第4号

県北部地域の発展に寄与する「北の近江振興プロジェクト」の推進に向けた県制度における規制措置の緩和を求める意見書

意見書案第4号

県北部地域の発展に寄与する「北の近江振興プロジェクト」の 推進に向けた県制度における規制措置の緩和を求める意見書

県北部地域においては、人口減少・少子高齢化の進行が特に顕著な状態であり、関係地域のまちづくりをはじめ、移住、地域とのつながり及び生産年齢人口の減少等に大きな影響が出ていることは周知のとおりです。

そうした中、知事の肝いりで今年度から進められた『北の近江振興プロジェクト』は、県北部地域にとってタイムリーで重要な施策であり、北部県民は大きな光だとして期待を膨らませておられます。しかし、県全体で一律適用されている土地利用上の各種制度規制は、このプロジェクトを推進する上で、大きなハードルとなっている部分も存在しています。

既に、当プロジェクト対象の都市においては、(仮称)神田 SIC 周辺での産業誘導等、JR 米原駅周辺での居住や都市機能の誘導、及び県北部と福井嶺南地域を結ぶ新たなまちづくり等が動き出しています。

県土の持続可能な農業経営や秩序ある土地利用を図りながら、また自然豊かな資源を保全しつつも、県北部での人々の暮らしの継続や地域経済が活性化されなければ、県全体の発展にもつながりません。しかし、県北部地域での現状と課題を鑑みるに、農振除外手続き(6要件のうち、1号要件及び6号要件の緩和)や、都市計画法上の開発許可基準(市街化調整区域内の集落近辺での住宅建築や工場・企業の規模拡大による土地の確保、並びに区域区分の見直しにおける困難性)の規制が重くのしかかっています。

については、今回のプロジェクトに対して県と連携を図り、関係地域が一丸となって事業を推進する上にも、そのハードルとなっている県制度による規制措置を、最低でもこのプロジェクト期間中は緩和されなければ、目標を達成することは困難と考えます。県土の均衡ある発展を期す意味からも、下記事項について格別の規制緩和策を講じられるよう強く要請します。

記

- 1 県北部地域の移住定住の推進や、地域活性化、地域振興を図るため、農振除外手続き(1号要件や6号要件)及び農地転用等に関する規制を見直し、特別の緩和(免除を含む)措置を講じられたい。実情を直視し、県の政策的視点から規制緩和を求める。
- 2 都市計画法上の開発許可基準において、北の近江振興に必要な開発許可(市街化調整区域内での住宅地や規模の大きな企業用地の許可、過去の開発例がベースとなっている許可等)、並びに区域区分の見直しに対しては、北の近江振興における長期的な視点のもと、政策的な区域区分の見直しとして特段の配慮

を頂きたい。

- 3 その他、移住、地域とのつながり及び生産年齢人口増に向けて、有益と思われる規制措置の特別緩和を講じられたい。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月20日

滋賀県知事 宛

長浜市議会議長